

道 薬 発 第 2 7 号

平成23年3月15日

各 支 部 長 様

社団法人 北海道薬剤師会
会 長 東 洋 彰 宏

ヨウ化カリウム製剤の適正な取り扱いについての会員への周知のお願いについて

平素は、本会に対しまして格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震により、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

同地震による東京電力福島第1原子力発電所事故において、周辺地域の健康被害が懸念されております。

原子力施設事故における放射線体内被曝予防策としてのヨウ化カリウム製剤の適正な取り扱いのお願いについて、別紙のとおり、本会会員へお知らせすることといたしました。

つきましては、貴支部Fネット等により、貴支部会員へ周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、諸事情によりFネット等が使用できない場合、本会より会員へ郵送をいたしますので、その際にご連絡ください。

(社) 北海道薬剤師会事務局事業課

TEL : 011-811-0184 FAX : 011-831-2412

平成23年3月15日

会員 各位

社団法人 北海道薬剤師会
会 長 東 洋 彰 宏

ヨウ化カリウム製剤の適正な取り扱いについて

平素は、本会に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第1原子力発電所事故において、周辺地域の健康被害が懸念されております。

原子力施設事故における放射線体内被曝予防薬として、ヨウ化カリウム製剤が使用されます。ヨウ化カリウム製剤は薬価収載品ではありますが、「処方せん医薬品」ではなく薬事法上「薬局医薬品」であり「劇薬」の指定を受けています。放射能の体内取り込み予防のための服用には、定められた服用の時期、用量、副作用等があり使用にあたり十分な留意が必要であります。

つきましては、処方せん以外による販売、譲渡に関しては薬事法上の「薬局医薬品」「劇薬」として所定の確認、手続き等により法律上は可能であっても、適正使用、使用者における安全性の確保の観点から、安易な販売、譲渡は決して行わないようお願い申し上げます。

特に、風評や推測による購入動機については必ず確認し、必要な措置（販売譲渡を行わない）を徹底していただきますよう重ねてお願い申し上げます。また、放射能体内被曝予防に関するヨウ化カリウム製剤の使用方法等に関する問い合わせについては、下記ホームページ等を確認していただき適切な情報提供を行っていただきますようお願い申し上げます。

安定ヨウ素剤取り扱いマニュアル

財団法人原子力安全研究協会

http://www.remnet.jp/lecture/b03_03/index.html

道薬誌、vol.3, No.6, p.11, 1986 P.11～P.13

担当：北海道薬剤師会事務局事業課

Tel 011-811-0184 Fax 011-831-2412